

別記様式第13号 議事録

令和8年9月15日公表

令和8年度 第1回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和8年8月6日（木） 中日本高速道路（株）8階会議室	
出席委員 （敬称略。委員については、50音順。）	委員長：鈴木 峰生（名古屋市立大学 参与） 委員：小高 猛司（名城大学 教授） 中村 光（名古屋大学 教授） 林 友梨（弁護士） 森田 明美（弁護士） 横田 直和（関西大学 名誉教授）	
審議対象期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	（備考）
工事（一般競争入札）	1件	
工事（指名競争入札）	1件	
工事（特命契約）	1件	
調査等 （簡易公募型競争入札）	1件	
物品・役務 （一般競争入札）	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	（別紙のとおり）	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	審議案件について、特に問題なし。コメントとして次の5点を示す。 ・設計・施工一括発注方式では、分離方式とは異なり、受注者の持つ設計に係る知見、ノウハウなどが発注者側に共有・蓄積されにくい課題がある。将来にわたって最新の技術を取り入れていくために、この課題を克服できるよう工夫されたい。 ・設計・施工一括発注方式では、求める技術に応じて、技術評価点のウェイトを高めるよう工夫されたい。 ・低入札案件では、低入札重点価格調査報告書に基づき、施工が適切に履行されているか、品質が確保されているかを厳格に確認するよう努められたい。 ・見積協議方式において、確認協議を行う場合、単価項目ごとの差の乖離率の大きさだけでなく、金額にも着目し、適正に確認を行うよう工夫されたい。 ・大幅な計画変更を伴う事業では、数年間にわたる事業全体のマネジメントを適正に行えるよう、事業途中の執行管理及び事後検証を的確に行うよう努められたい。	

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第2条第1号）	
意見・質問	回答
特になし	—

2. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告・審議（委員会規則第2条第3号）	
意見・質問	回答
○【調査等】年度別入札不調発生状況 ① 2022年度に比べ2025年度は入札不調件数が減少していますが、2022年度の数値については詳細な分析を行っていますか。 ○変更契約の状況（2025年度しゅん功工事） ② 変更契約が発生する工事種別や要因について分析できていますか。また対策は考えていますか。 ③ 一番変更率が大きい工種が2024年度は土木工事に対し2025年度はPC橋上部工工事となっているのはなぜですか。 ④ 契約変更の発生割合は他の機関と比較して、どのくらいの水準ですか。また、NEXCO 中日本としてはどのように評価していますか。 ⑤ 物価上昇による変更と条件変更による変更を区別して分析することはできないですか。	① 2022年度は発注件数が多く業務量が増加したため、応札に至らない案件が多かったと分析しています。その後、業務の平準化を図ったことで不調件数が減少しました。 ② どの工種で変更が生じるかは案件ごとに異なります。原則として変更が発生しないよう努めていますが、現場の状況によってやむを得ず変更を行う場合があります。そのため、発注段階でしっかり条件を固めるなど、変更の発生を可能な限り抑える取り組みを行っています。 ③ 2025年度のPC橋上部工工事の件数が少なく、当該案件が変更率を大きく引き上げているところです。 ④ 他機関との詳細な比較はできていませんが、各社とも資材・労務費の高騰、工事規模の大型化などの要因を抱えています。また工期が長くなる工事ほど条件変更が発生しやすい傾向があります。 ⑤ 個別工事ごとには区別して集計しておりますが、全体の集計につきましては検討します。

⑥ スライドだけによる金額変更も契約変更の扱いになるのですか。	⑥ 契約変更として扱います。
---------------------------------	----------------

3. 入札及び契約に係る談合等不正行為の疑義事案並びに手続の瑕疵等の疑義事案に関する調査結果の報告・審議（委員会規則第2条第4号）	
意見・質問	回答
特になし	—

4. 抽出案件の審議	
(1) 工事（一般競争入札）	
工事名：東海北陸自動車道 六厩高架橋床版補修工事	
① 総合評価技術提案審査結果について、技術評価点は入札前に参加業者に通知するのですか。	① 技術評価点については、入札後に公表します。
② なぜ設計・施工一括発注方式を採用したのですか。	② 当社基準にない超高強度材料を使用する工事であったため、各競争参加者が開発・保有している材料の特徴や長所を活用することができる本方式を採用しました。
③ こうした分野で仕様を NEXCO でも定めることができれば、設計・施工一括発注方式ではない発注方式になるのですか。	③ 技術やノウハウを蓄積して NEXCO で仕様を定められるようになれば別の発注方式となります。
④ 技術点の差は付いているものの、結果的に価格点で逆転しており、最先端技術を評価する案件として、技術評価の重み付けは適切だったのですか。	④ 技術提案の内容として、設計、耐久性能、施工性など複数の観点で評価していますが、現在詳細設計を実施している段階であるため、最終的な施工結果に基づく評価まではできていません。
⑤ 発注者として求める性能水準はどのように設定していますか。	⑤ 荷重条件や圧縮強度、ひび割れ発生強度などについて仕様として示しています。

⑥ 本工事で設計と施工は一体でなければなら ない理由は何ですか。	⑥ 材料の開発、施工のノウハウを切り分けるこ とは難しく、材料特性を熟知して設計を行 い、その材料に見合った施工計画を立てるこ とが品質管理面で優位だと考えております。
⑦ 詳細設計の成果物は受注者から提出されま すか。	⑦ 設計が完了した段階で成果品を提出しても らいます。また、設計途中においても受注者 と設計方針を確認の上、最終的に決定した事 項を報告書としてまとめて提出していただ いています。
⑧ 設計・施工一括発注方式のデメリットはどの ように捉えていますか。	⑧ 契約制限価格を算出する際に割高になって しまう可能性があることが考えられますが、 民間の技術競争を促進するという視点もあ るため一概にデメリットの評価がしづらい ところです。
⑨ 設計・施工一括発注方式では発注者に技術や ノウハウが蓄積されないのではないですか。	⑨ 設計段階、施工段階において、受注者と打ち 合わせを行っており、今後の仕様の標準化に 向けた知見の蓄積につながるものと考えて います。

(2) 工事（指名競争入札）

工事名：東名高速道路 伊賀川橋（下り線）塗替塗装工事（2025 年度）

① 公募してきた者が辞退しているのはなぜで すか。	① 推測にはなりますが、競争参加申請時から開 札までの間で、配置技術者の調整がつかなく なったことや、協力会社の手配、金額が折り 合わなかったことなどが考えられます。
② 競争参加者が多い中で指名先を 10 者に絞り 込むことにどのような意味がありますか。	② 手続きの公正性を考慮した上で一定数指名 することとしています。制度運用につきま しては今後とも引き続き競争参加状況の傾 向なども見ながら検討してまいります。
③ 指名先は抽選ではなく、評価による選定はで きないですか。	③ 資格登録制度の評価点数が高い企業を優先 としていますが、企業間で技術力や経営力に 大きな差がない場合には、抽選によって選定 しても十分な履行能力が確保でき、合理的な 方法であると考えています。

④ 指名されることによる優遇措置はありますか。	④ 優遇措置はありません。
⑤ PCB を含む工事で安全管理能力はどのように確認していますか。	⑤ 提出された低入札価格重点調査資料とヒアリングで履行可能であると判断しております。また、施工段階においても施工計画書や現場の施工状況を確認しています。
⑥ 低入札価格調査の内容が確実に履行されることについては、現場でしっかり確認することで担保しているということですか。	⑥ その通りです。

(3) 工事（特命契約）

工事名：名神高速道路（特定更新等）多賀橋（鋼上部工）工事（下り線）

① 確認協議において、NEXCO 積算と受注者見積で金額の差が大きかった一番大きい諸経費について、どのような確認を行いましたか。	① 過去案件と比較しても問題ないことを確認しています。
② 確認協議記録書の記載について、NEXCO 積算と受注者見積の比較率が 15%未満の項目は記載されないのですか。	② 社内基準で 15%未満の項目については記録として残していません。
③ 分割ではなく、一つの工事として契約することはできなかったのですか。	③ 1つの工事としてしまうと、工期が長くなること、工事期間中に稼働しない期間ができてしまうことから、上り線・下り線に分けて、それぞれ必要な工期となるようにしました。
④ 当初は床版取替工事として発注したにもかかわらず、架替工事に契約内容を大きく変更した理由は何ですか。また、契約を継続することについて、どのような検討を行いましたか。	④ 当初の契約締結後により詳細な現地調査を行った結果、橋梁の架け替えが必要なことが判明しました。また、架け替えに至る検討についても同じ受注者が実施していたことから、新たな契約とはせず、契約変更により契約を継続することとしました。

⑤ 発注前の段階で架け替えの必要性を把握できなかったのですか。	⑤ 橋梁に足場を設置した詳細調査及び構造検討により、架け替えが必要と判断するに至りました。
(4) 調査等 (簡易公募型競争入札)	
調査等名：東海北陸自動車道 清見地区環境調査 (2025 年度)	
① 応札金額の一番高い者と落札金額は約 3 倍の差がありますが、この差の要因は何ですか。	① 熟練の技術者が作業を行うことによって作業効率が上がり作業時間を短縮できることや、移動にかかる経費を抑えられるという点が金額に反映されていることを確認しています。
② 参加事業者の技術評価点の差がそれほど生じていないのはなぜですか。	② 本業務は、会社の業務実績や技術者の資格・経験などを評価しており、本件では実績等を有する者が入札参加することで、技術評価点に大きな差が生じていません。
③ 調査は猛禽類全般なのか、それとも特定種を対象としているのですか。	③ 岐阜県の環境部局と協議を行い、レッドデータブック掲載の特定種を対象に調査を実施しています。
④ 現地調査の履行確認はどのように行っているのですか。	④ 毎月、現地調査の実施報告を受けています。
(5) 物品・役務(一般競争入札)	
件名：名古屋支社管内 (関西電力送配電区域) における電気需給契約 (2026 年度)	
① なぜ再び競争入札を実施するに至ったのですか。	① 2017 年から一般競争入札を導入していましたが、ロシア情勢や世界的なエネルギー価格高騰の影響で電力市場価格が上昇し、2023 年に競争入札が成立しなくなり、管轄の電力会社へ供給申し込みを行う手続きを実施していました。その後、電気料金の市場単価が競争入札を実施していた時期の水準まで下がってきたことから、競争入札による調達を再開したところです。
② 契約制限価格は過去の実績などを基に計算しているのですか。	② その通りです。

③ 使用電力量が予定使用電力量から増減しても契約単価は変わらないですか。 ④ 応札可能事業者数はどのくらいありますか。 ⑤ 一般競争入札は他支社においても同様に実施していますか。	③ 変わりません。 ④ 資源エネルギー庁のホームページによると、電気事業法に基づく登録小売電気事業者は令和8年8月13日時点で約800者ほどありますが、そのうち、本案件の規模に応札可能な事業者数は不明です。 ⑤ 令和7年度は、金沢支社の関西電力送配電区域において実施しています。
--	--